

当座預金口座取引規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p>当座預金口座取引規約</p> <p>当行と当座預金口座取引(以下「当座取引」といいます。)を行うについては、預金者は、一般規約のほか、この当座預金口座取引規約(以下「当座規約」といいます。)にしたがうものとします。一般規約の規定と当座規約の規定が矛盾する場合は、当座規約の規定が優先するものとします。取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。</p> <p>第2条 預入および払戻等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 6(1) <u>(新設)</u></p> <p>5. 当行は、小切手が手形交換所を通じて支払呈示された場合、当日の午後3時の預金残高を支払可能残高として取扱います。</p> <p>7～8 <u>(新設)</u></p>	<p>当座預金口座取引規約</p> <p>当行と当座預金口座取引(以下「当座取引」といいます。)を行うにあたっては、預金者は、一般規約のほか、この当座預金口座取引規約(以下「当座規約」といいます。)にしたがうものとします。一般規約の規定と当座規約の規定が矛盾する場合は、当座規約の規定が優先するものとします。取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。</p> <p>第2条 預入および払戻等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. <u>小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</u></p> <p>6. <u>小切手が支払のために呈示された場合、この預金口座から支払います。なお、</u></p> <p><u>(1)支払にあたっては、小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます。)があります。</u></p> <p><u>(2)小切手が手形交換所を通じて支払呈示された場合、当日の午後3時の預金残高を支払可能残高として取扱います。</u></p> <p>7. <u>小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用し、以下の通りとしてください。</u></p> <p><u>(1)この預金口座から支払をした小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(2)小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(3)この預金口座から支払をした小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(4)前号の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該</u></p>

現行の文言	新しい文言
<p data-bbox="432 69 568 98">現行の文言</p> <p data-bbox="226 647 683 678">第9条 個人情報センターへの登録</p> <p data-bbox="226 701 770 992">預金者に次の各号に該当する事由が一つでも生じたときは、当行はその事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6カ月間)登録することができるものとし、かつ同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のために利用できるものとし、</p> <p data-bbox="226 1014 770 1182"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等の信用欠如を理由に解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告書に記載されたとき。 </p> <p data-bbox="226 1290 416 1319">第13条. (新設)</p> <p data-bbox="226 1740 416 1769">第14条. (新設)</p> <p data-bbox="226 1939 384 2022">〔小切手用法〕 (新設)</p>	<p data-bbox="802 136 1382 241">小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p data-bbox="802 300 1382 591">8. 小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。)を、<u>相当の注意をもって前項の交付用紙であると認めて取扱いしたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この規定及び別に定める小切手用法に違反したために生じた損害についても、同様とします。</u></p> <p data-bbox="802 647 1259 678">第9条 個人情報センターへの登録</p> <p data-bbox="802 701 880 730">(削除)</p> <p data-bbox="802 1290 1248 1319">第13条 手形交換所規則による取扱い</p> <p data-bbox="802 1346 1382 1664"> <ol style="list-style-type: none"> 1. この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとし、 2. 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、その緊急措置に従って処理するものとし、 3. 前号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 </p> <p data-bbox="802 1733 963 1762">第14条 正文</p> <p data-bbox="802 1789 1382 1856">当座規約については、邦文および英文が存在し、その内容に齟齬がある場合は、邦文を優先します。</p> <p data-bbox="802 1935 963 1964">〔小切手用法〕</p> <p data-bbox="802 1986 1382 2092">1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座預金にかぎり使用し、他の当座預金に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p>

現行の文言	新しい文言																																																								
	<p>2. <u>小切手のお振出しにあたっては、当座預金の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</u></p> <p>3. <u>小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名押印に際しては、当店へお届出の印鑑または署名を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</u></p> <p>4. <u>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</u> <u>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u> <u>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に記名押印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p> <p>5. <u>金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届出の印鑑または署名を押印または記入してください。ただし、訂正の記載や押印が、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。</u></p> <p>6. <u>小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</u></p> <p>7. <u>小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。</u></p> <p>8. <u>小切手用紙は、当行所定の依頼書に記名押印(お届出の印鑑または署名)のうえ請求してください。</u></p> <p>9. <u>自署だけによるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。</u></p> <p>【金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧】</p> <table border="1" data-bbox="804 1865 1390 1933"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壺</td> <td>弍</td> <td>弐</td> <td>弑</td> <td>陸</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="804 1944 1390 2011"> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>九</td> <td>玖</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>佰</td> <td>仟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>仟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>万</td> </tr> </table> <p><u>〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億</u></p>		1	2	3	4	5	6	漢数字	壹	壺	弍	弐	弑	陸	7	8	9	10	100	1,000	10,000	七	漆	質	八	捌	九	玖				拾	仕	百	陌						佰	仟							仟							万
	1	2	3	4	5	6																																																			
漢数字	壹	壺	弍	弐	弑	陸																																																			
7	8	9	10	100	1,000	10,000																																																			
七	漆	質	八	捌	九	玖																																																			
			拾	仕	百	陌																																																			
					佰	仟																																																			
						仟																																																			
						万																																																			

現行の文言	新しい文言
	※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

株式会社 SMBC 信託銀行
規改2(日)2210